

ラヴィータホームクリニック デイケアセンター イル ソーレ 利用約款 (介護予防) 通所リハビリテーション

(約款の目的)

第1条 ラヴィータホームクリニック デイケアセンター イル ソーレ(以下「当施設」という)は、要介護又は要支援と認定された利用者(以下単に「利用者」という)に対し、介護保険法の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、(介護予防)通所リハビリテーションを提供し、一方、利用者又は利用者に対し責任を負うもの(以下「保証人」という)は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、この約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が(介護予防)通所リハビリテーション利用同意書を当施設に提出した時から効力を有します。但し、保証人に変更があった場合には、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2、別紙3の改訂が行われない限り、初回利用時の同意をもって、繰り返し当施設の(介護予防)通所リハビリテーションを利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び保証人は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく(介護予防)通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合、利用者及び保証人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、(介護予防)通所リハビリテーション実施期間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく(介護予防)通所リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者及び保証人が、本契約に定める利用料金を1カ月以上滞納しその支払いを催促したにもかかわらず10日以内に支払われない場合。
- ③ 利用者の病状、心身状態が著しく悪化し、当施設での適切な(介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合。
- ④ 利用者又は保証人が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑤ 天災、災害、施設設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

（利用料金）

第5条 利用者及び保証人は、連携して、当施設に対し、本約款に基づく（介護予防）通所リハビリテーションサービスの対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの利用をもとに計算された額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状況等に変動があった場合、上記料金を変更することがあります。

2 利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、利用料金合計額を支払うものとします。

3 当施設は、利用者又は保証人から、1 項に定める支払いを受けたときは、領収証を発行します。

（記録）

第6条 当施設は、利用者の（介護予防）通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後から2年間、保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、保証人その他の者（利用者の代理人を含む）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

（身体の拘束等）

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れのある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、身体拘束を実施する条件である「3原則（切迫性、非代替性、一時性）」を満たしているか」を関係する職種が確認を行い、当施設医師がその確認した内容及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を診療録に記録することとします。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知りえた利用者又は保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおりに定め、適切に取り扱います。又正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護保険事業者が行うべき義務として明記されており、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、介護予防支援事業所等との連絡。
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
- ④ 利用者の病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等。
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合。（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様に扱いとなります。

（緊急時の対応）

第9条 当施設は、利用者に対し当施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、他の専門的医療機関の診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 当施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的医療機関で診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は保証人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申し出)

第11条 利用者及び保証人は、当施設の提供する(介護予防)通所リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は備え付けの用紙、管理者宛の文書で、施設内に設置した「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第12条 (介護予防)通所リハビリテーションの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は、連携して、当施設に対してその損害を賠償するものとします。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び感染症、自然災害(風水害や地震等)の災害に対処するための計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。感染症及び自然災害に関しては別紙、業務継続計画(BPC)をもとに実施する。

(高齢者虐待防止)

第14条 高齢者虐待防止等に関する介護事業所としての責務、高齢者虐待を受けた高齢者等に対する保護、養護者の負担軽減を図ることによる養護者により高齢者虐待の防止に資する支援を定め、高齢者等の権利利益の養護を目的とする

(利用契約に定めのない事項)

第15条 この約款に定められていない事項は、介護保険法その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。